9　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第2条第1項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第3条第1項に規定する火山災害警戒地域、同法第13条第1項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第23条第1項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

別表防災担当の項第14号中「第2項から前項」を「第2号から前号」に改め、同項第16号中「（前項」を「（前号」に改める。

別表原子力防災担当の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号二中「前号に掲げる」を「本号一に掲げる」に改め、同項第1号の次に次の一号を加える。

2　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会及び政府の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書の提言を受けた政府の取組状況のフォローアップ等に係る業務に関するものに限る。）。

別表共生社会政策担当の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第6号の次に次の一号を加える。

7　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第6条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

別表共生社会政策担当の項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

附　則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。